

令和元年11月19日  
厚生委員会提出資料

# 第三期帯広市障害者計画

(原案)

# 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・ | 1  |
|     | 1 計画策定の趣旨及び目的          |    |
|     | 2 計画の位置付け              |    |
|     | 3 計画の期間                |    |
| 第2章 | 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・  | 5  |
|     | 1 障害のある人について           |    |
|     | 2 人口の推移と障害のある人の状況      |    |
|     | 3 障害のある人を取り巻く環境について    |    |
| 第3章 | これまでの経過と課題・・・・・・・・・・・・ | 11 |
|     | 1 これまでの取り組みの状況と評価      |    |
|     | 2 市民からの意見等             |    |
|     | 3 課題の整理                |    |
| 第4章 | 計画の推進を通してめざすもの・・・・・・・・ | 19 |
|     | 1 計画の基本理念              |    |
|     | 2 計画の目標                |    |
|     | 3 計画の基本的視点             |    |
|     | 4 施策の体系                |    |
| 第5章 | 施策の展開・・・・・・・・・・・・      | 23 |
|     | 1 理解と交流の促進             |    |
|     | 2 偏見や差別を生まないまちづくりの推進   |    |
|     | 3 相談支援と情報提供の充実         |    |
|     | 4 生活支援の充実              |    |
|     | 5 療育・教育の充実             |    |
|     | 6 安全・安心な生活環境の整備促進      |    |
|     | 7 社会参加と地域生活支援の充実       |    |
|     | 8 就労支援と日中活動の充実         |    |
| 第6章 | 計画の推進のために・・・・・・・・・・・・  | 41 |
|     | 1 計画の推進体制について          |    |
|     | 2 計画の進捗管理について          |    |
|     | 3 指標の設定                |    |

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨及び目的

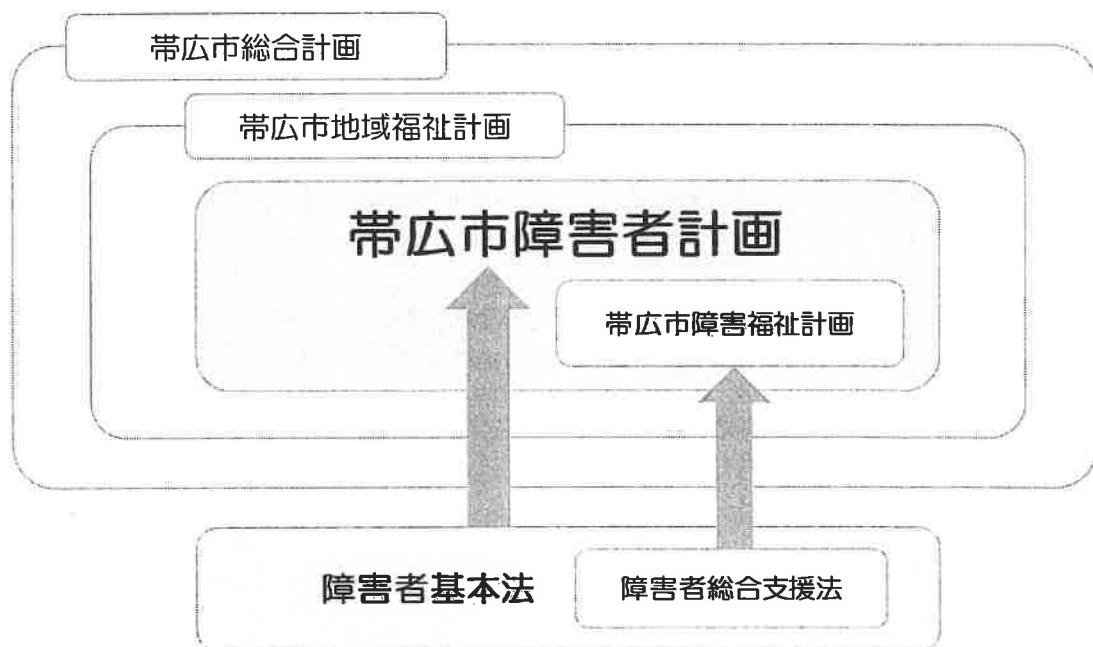
本市では、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、平成12年に帯広市障害者計画、平成22年には第二期計画を策定し、障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が必要な配慮と支援ができる「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現をめざし、市民や各関係機関等と協議・連携しながら施策を総合的かつ計画的に進めてきています。

第二期計画の期間中、国においては、障害者権利条約の締結に必要な国内法を整備する中で、障害者基本法の改正により、全ての国民が共生する社会の実現をめざすことや、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、社会のあり方や本人を取り巻く環境との関係によって生じるという「社会モデル」の考え方のほか、障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の概念が規定されるなど、新たな障害者施策の推進に向けた基本的な考え方が整理されました。また、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定や「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置など、地域共生社会の実現に向けた新たなまちづくりが進められています。

本計画は、こうした障害のある人を取り巻くさまざまな社会環境の変化や、これまでの取り組みの状況等を踏まえ、引き続き障害者基本法で掲げている共生社会の実現をめざし、障害のある人の施策を推進するために策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者福祉に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定します。また、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人にに関する施策を推進するための基本的な計画として位置付けるほか、地域における障害者の福祉を含む、福祉の各分野に共通する事項を記載する地域福祉計画と整合を図りながら策定します。



## 3 計画の期間

計画の期間は2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間とします。

|          | 2010<br>(平成22) | 2018<br>(平成30) | 2019<br>(平成31) | 2020<br>(令和2) | 2021<br>(令和3) | 2022<br>(令和4) | 2023<br>(令和5) |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第二期障害者計画 |                |                |                | —             | —             | —             | —             |
| 第三期障害者計画 | —              | —              | —              | —             | —             | —             | —             |
| 障害福祉計画   | —              | 第五期            |                | 第六期           |               |               |               |



## 第2章

# 障害のある人の状況

## 1 障害のある人について

平成23年の障害者基本法の改正により、障害とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義され、個人の能力や心身の機能によって生じるものという考え方から、社会における事物、制度、慣行、観念など障壁となるものによって生じるものという「社会モデル」の考え方を取り入れられました。

この考え方を踏まえ、本計画における障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、難病患者、発達障害、外見からは分かりにくい心身の機能に障害のある人など日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を対象とします。

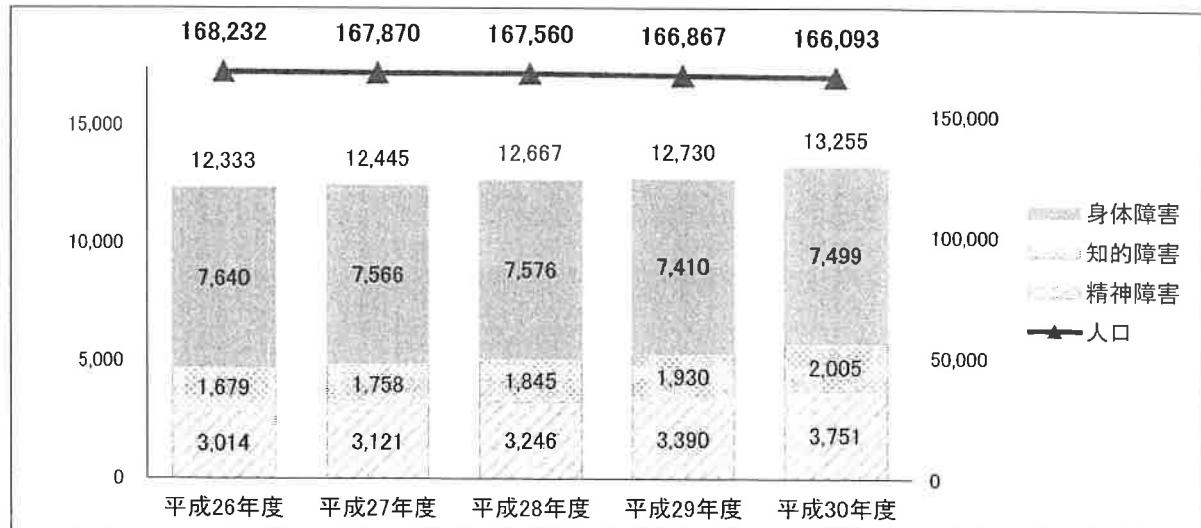
## 2 人口の推移と障害のある人の状況

平成30年度末の本市の身体障害、知的障害、精神障害のある人の数は、13,255人<sup>\*1</sup>となっています。

本市の人口が減少している中で、身体障害のある人は概ね横ばいにある一方、知的障害のある人と、精神障害のある人は増加傾向にあることから、障害のある人は増加しており、平成30年度末における本市の人口に占める割合は約8.0%となっています。

帯広市の人口の推移と障害のある人の推移

(単位：人)



【出典】住民基本台帳（各年度末）、帯広市障害福祉課調（各年度末）

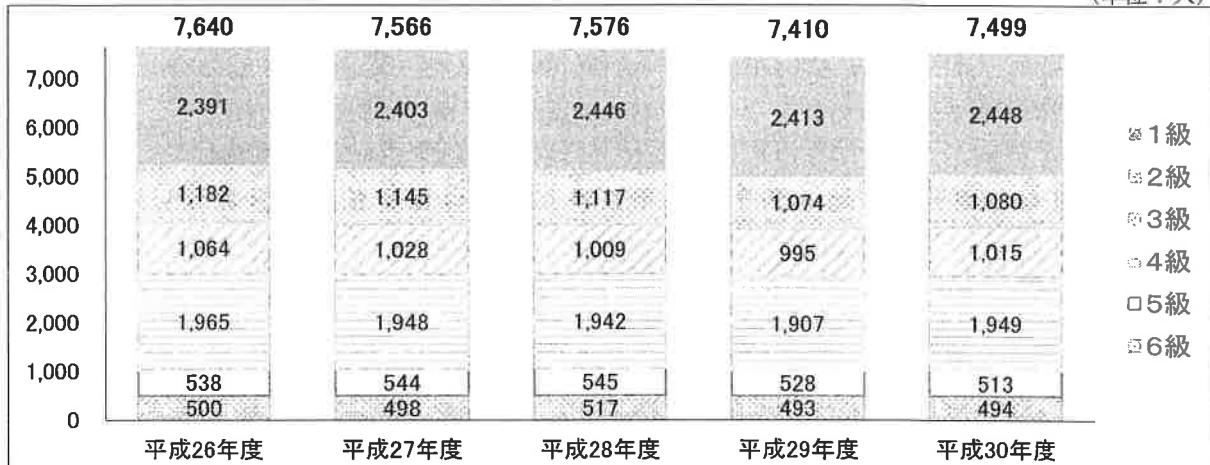
### 帯広市の人口に占める障害のある人の割合

|      | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 身体障害 | 4.5%     | 4.5%     | 4.5%     | 4.4%     | 4.5%     |
| 知的障害 | 1.0%     | 1.0%     | 1.1%     | 1.2%     | 1.2%     |
| 精神障害 | 1.8%     | 1.9%     | 1.9%     | 2.0%     | 2.3%     |
| 合計   | 7.3%     | 7.4%     | 7.6%     | 7.6%     | 8.0%     |

※1 身体障害のある人は身体障害者手帳の交付を受けている人、知的障害のある人は療育手帳の交付を受けている人、精神障害のある人は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と自立支援医療（精神通院）を受給している人のうち、重複している人がいるため、重複を除いた数値で表しています。

### 身体障害者手帳の交付状況（障害等級別）

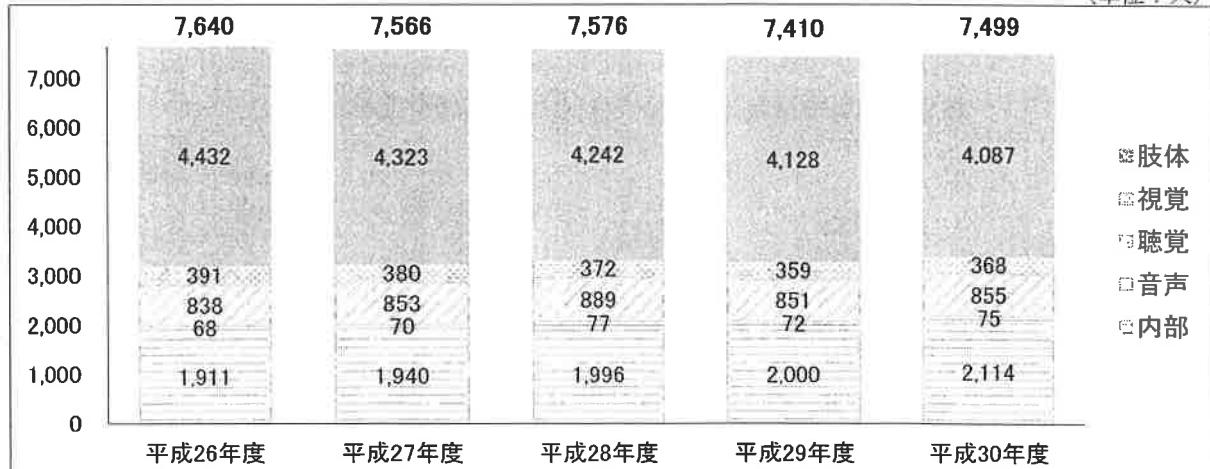
(単位：人)



【出典】帯広市障害福祉課調（各年度末）

### 身体障害者手帳の交付状況（障害の種類別）

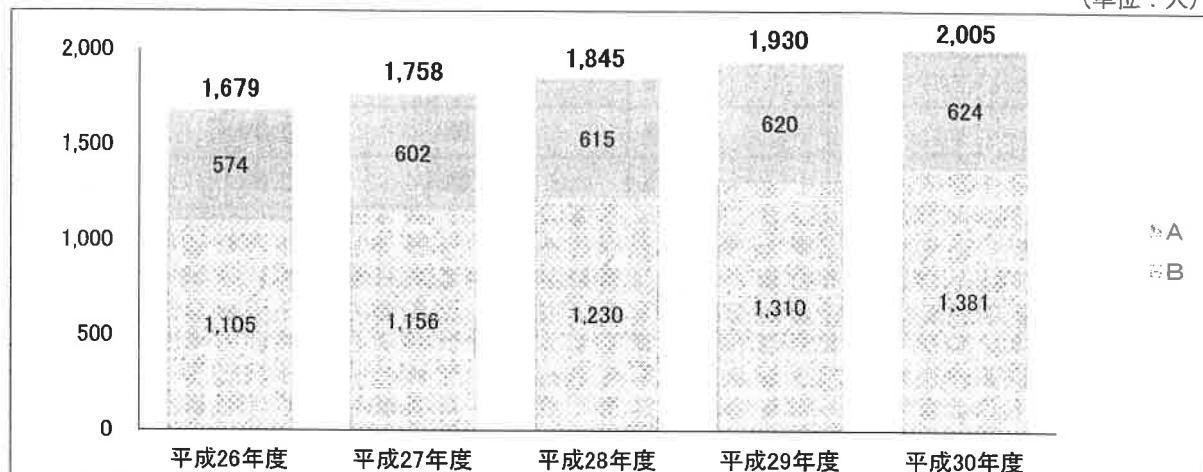
(単位：人)



【出典】帯広市障害福祉課調（各年度末）

### 療育手帳の交付状況（程度別）

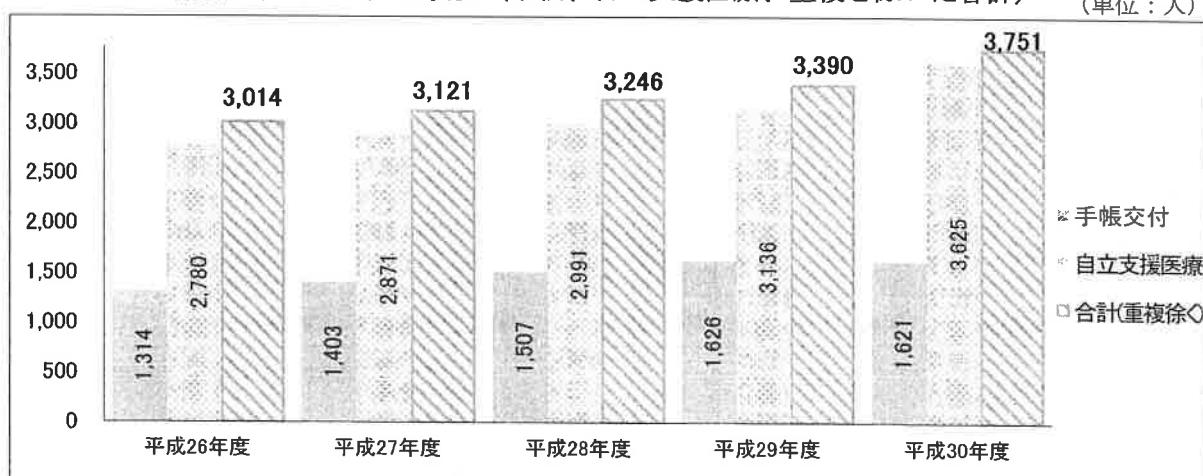
(単位：人)



【出典】帯広市障害福祉課調（各年度末）

### 精神障害のある人の状況（手帳、自立支援医療、重複を除いた合計）

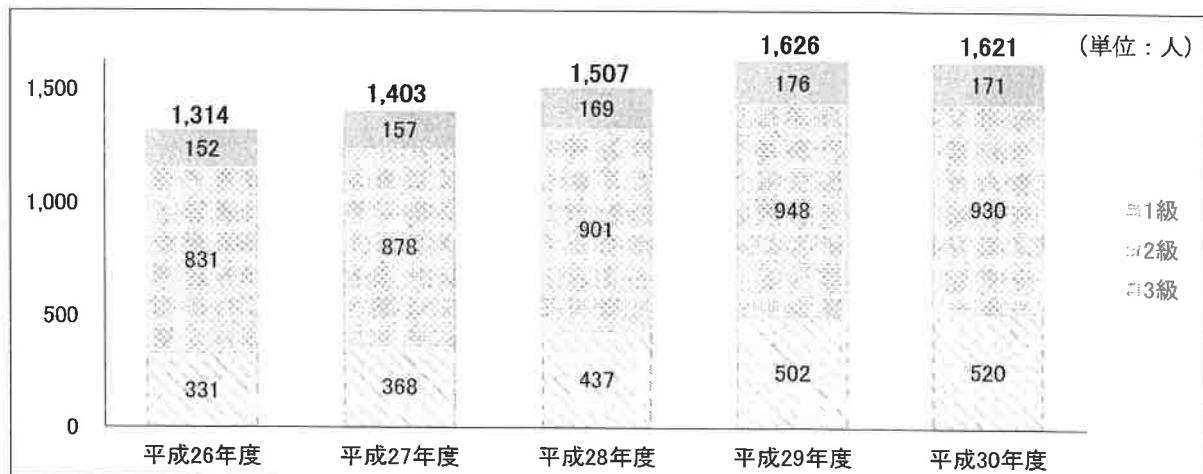
(単位：人)



【出典】帯広保健所調（各年度末）、帯広市障害福祉課調（各年度末）

### 精神障害者保健福祉手帳の交付状況（障害等級別）

(単位：人)



【出典】帯広保健所調（各年度末）

### 3 障害のある人を取り巻く環境について

障害者自立支援法及び障害者総合支援法の施行によって、本人の意思を踏まえた障害福祉サービス等、地域生活支援事業を提供するための体制が充実してきました。しかしながら、障害の多様化、医療的ケアの必要な人への対応、障害のある人とその家族の高齢化など、障害のある人を取り巻く生活環境や、ニーズは多様化しています。

また、精神科病院や障害者支援施設、矯正施設等での入院・入所から地域での生活への移行が進められています。



## 第3章

# これまでの経過と課題

## 1 これまでの取り組みの状況と評価

本市では、第二期計画期間中の取り組みについて、庁内の各担当部署の評価を踏まえた施策評価による進捗管理をしつつ、次の取り組みを進めてきました。

＜施策評価による進捗管理と主な取り組み＞

| 基本的視点   |                      |      |
|---|----------------------|------|
| 施策の展開方向   | 施策                   | 総合評価 |
| 1. 理解と交流の促進   | 理解促進のための啓発・広報活動などの充実 | B    |
|   | 交流の場の充実              | B    |
|   | 障害のある人の交流支援          | B    |
| 2. 暮らしやすい<br>まちづくりの推進   | 暮らしやすいまちづくりの推進       | B    |
|   | 人に（が）やさしいまちづくりの推進    | A    |
|   | 障害のある人の意見の反映         | A    |
|   | ボランティア活動の推進          | B    |
| 主な取り組み  |                      |      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ ノーマライゼーション推進事業の実施</li><li>○ 福祉のひろばの充実</li><li>○ 障害者週間記念事業の実施</li><li>○ 市民活動プラザ六中の供用開始</li><li>○ 職場体験実習の実施</li><li>○ 出前講座の実施</li><li>○ 帯広市障害者虐待防止センターの設置</li><li>○ 障害者差別解消支援地域協議会（差別解消部会）の設置</li></ul> |                      |      |

【施策評価について】 A：順調に進んでいる B：ある程度進んでいる  
C：あまり進んでいない D：進んでいない

| 基本的視点  |                  |      |
|--|------------------|------|
| Ⅱ. 生活支援の充実   |                  |      |
| 施策の展開方向  | 施策               | 総合評価 |
| 3. 生活支援の充実   | 障害福祉サービスの提供体制の充実 | A    |
|  | 生活支援・在宅支援の充実     | A    |
|  | 保健・医療の充実         | A    |
| 4. 相談支援と<br>情報提供の充実  | 相談支援体制の構築        | A    |
|  | 相談支援の充実          | B    |
|  | 情報提供の充実          | A    |
|  | 地域生活移行の推進        | A    |
| 5. 療育・教育の充実  | 相談・指導体制の整備       | A    |
|  | 療育施策の充実          | A    |
|  | 教育施策の充実          | A    |
| 主な取り組み   |                  |      |
| <input type="radio"/> 帯広市地域自立支援協議会の継続開催<br><input type="radio"/> 帯広市障害福祉地域ガイド「ささえーる」の作成<br><input type="radio"/> 基幹相談支援センターの設置<br><input type="radio"/> 帯広市障害者虐待防止センターの設置（再掲）<br><input type="radio"/> 帯広市手話言語条例の施行<br><input type="radio"/> こども発達相談室の設置<br><input type="radio"/> 生活支援ファイル「つなぐっと」の作成 |                  |      |

| 基本的視点   |                  |      |
|---|------------------|------|
| III. 自立した地域生活への支援の充実  |                  |      |
| 施策の展開方向   | 施策               | 総合評価 |
| 6. 生活環境の整備促進  | 住みよい住環境への支援      | A    |
|   | ユニバーサルデザインの推進    | B    |
|   | 防災・防犯体制の整備       | B    |
| 7. 社会参加と<br>地域生活支援の充実   | 社会参加の促進          | A    |
|   | 文化・スポーツ活動などの振興   | B    |
|   | 地域生活支援の充実        | A    |
| 8. 就労支援と<br>日中活動の充実   | 雇用・就労支援の促進       | B    |
|   | 福祉的就労支援の充実       | A    |
|   | 日中活動の充実          | A    |
|   | 障害者生活支援センター事業の推進 | A    |
| 主な取り組み  |                  |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活動支援センターの広域利用の促進</li> <li>○ 就労・社会活動部会による就労支援</li> <li>○ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進</li> <li>○ 障害者週間記念事業の実施（再掲）</li> <li>○ 市民活動プラザ六中の供用開始（再掲）</li> <li>○ 職場体験実習の実施（再掲）</li> <li>○ 帯広市手話言語条例の施行（再掲）</li> </ul> |                  |      |

## 2 市民からの意見等

市民の意見等を計画に反映するため、平成30年11月にアンケート調査を、令和元年7月に市民意見交換会を実施しました。

### ＜アンケート調査における主な回答＞

|   |
|---|
| • 障害や障害のある人に対する差別や偏見について                  |
| ⇒ 障害のない人（あると思う、少しはあると思う：計76.3%）           |
| ⇒ 障害のある人（あると思う、少しはあると思う：計65.7%）           |
| • 障害者週間記念事業の認知について                        |
| ⇒ 障害のない人（全く知らない：84.5%）                    |
| • 日常生活において意思疎通に困ることがあるか                   |
| ⇒ 身体障害（よくある、たまにある：計28.2%）                 |
| 知的障害（よくある、たまにある：計51.3%）                   |
| 精神障害（よくある、たまにある：計28.5%）                   |
| • 自ら意思決定をすることができるか                        |
| ⇒ 身体障害（ひとりでできる、おおむねひとりでできる：計67.2%）        |
| 知的障害（ひとりでできる、おおむねひとりでできる：計21.3%）          |
| 精神障害（ひとりでできる、おおむねひとりでできる：計69.9%）          |
| • 災害が発生したときに困ること                          |
| ⇒ 身体障害（最多回答：避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安）        |
| 知的障害（最多回答：避難場所などで周囲とコミュニケーションがとれない）       |
| 精神障害（最多回答：投薬や治療が受けられない）                   |
| • 文化芸術活動、スポーツ、余暇活動などの実施                   |
| ⇒ 障害のある人（行っていない：61.7%）                    |
| • 障害のある人も住みやすいまちにするため、帯広市が力を入れる必要があると思うもの |
| ⇒ 障害のない人                                  |
| 障害のある人に配慮した住宅、建物、交通機関などの整備 : 44.3%        |
| 障害のある人やその家族への相談支援体制の充実 : 40.2%            |
| 障害のあるこどもに対する教育の充実 : 37.1%                 |
| 障害のある人や障害に関する理解の促進 : 37.1%                |
| 障害福祉サービスなどの充実 : 29.9%                     |
| ⇒ 障害のある人                                  |
| 障害のある人に配慮した住宅、建物、交通機関などの整備 : 37.2%        |
| 障害福祉サービスなどの充実 : 36.1%                     |
| 生活の安定のための手当てなどの充実 : 30.7%                 |
| 障害のある人や障害に関する理解の促進 : 28.8%                |
| 障害のある人やその家族への相談支援体制の充実 : 28.3%            |

### ＜市民意見交換会において多く寄せられた意見＞

- ・ 通勤や文化・スポーツ活動などにおける移動手段の充実
- ・ 医療的ケアの必要な人への具体的な対応、支援体制について
- ・ 内部障害、がん患者など外から分かりにくい障害への理解の促進
- ・ 個々の障害に対応した災害時の対応や、分かりやすいツールの活用について

## 3 課題の整理

これまでの取り組みの状況や市民からの意見等を踏まえ、第二期計画の3つの基本的視点に沿って、課題について次のように整理しました。

### I 障害者理解の促進

関係諸法令の整備により、障害のある人の権利擁護に向けて、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会を設置したほか、市民活動プラザ六巾の供用の開始、職場体験実習の実施などにより、障害や障害のある人に対する理解が広がってきています。

しかし、市民意見からは障害のある人に対する差別や偏見を感じることが多いという結果が表れているほか、外見からはわかりにくい障害のある人が増えている中で、障害の特性や必要とされる配慮などについての理解を深めることが必要となっています。

今後も、障害や障害のある人に対する正しい理解は、地域社会で共に暮らしていくための基盤として促進していく必要があります。

### II 生活支援の充実

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の強化や、こども発達相談室の設置による早期療育など個々の状況に合わせた支援をしていくための体制づくりに加え、帯広市障害福祉地域ガイド「ささえーる」、生活支援ファイル「つなぐっと」の作成など、情報提供体制の整備、各関係機関との連携推進などにより、地域において自立した生活を送るための支援体制の充実、福祉サービスの利用促進が図られてきています。

しかし、このような中、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の増加により、障害福祉サービスの提供体制が整ってきた一方で、障害の特性による多様なニーズなどに対応するため、支援を担う人材の育成やサービスの質の向上などを進めていく必要があります。

また、障害者基本法では、全ての障害のある人が「可能な限り、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とされており、本人の意思決定の支援や、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通の方法についても検討していく必要があります。

さらに、障害のある人が希望する地域において、安全に安心して暮らすことがで

きるよう、今後増えていくことが予想される障害のある人や家族の高齢化、親が亡くなった後の生活の対応、幼少期から医療的ケアを必要とする人に対する支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援がより一層必要となっています。

### III 自立した地域生活への支援の充実

地域活動支援センターの広域利用の促進など障害のある人の活動範囲の拡大を進めるとともに、就労・社会活動部会を活用した就労支援の質の向上や、実際の職場を体験する機会の創出、障害者優先調達推進法の趣旨に沿った障害者就労施設等からの物品等の優先的・積極的な調達を推進してきました。また、生活環境の整備についても住宅環境の整備の促進や公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めてきたことにより、地域生活への移行や地域生活を継続するための体制整備がはかられてきています。

社会参加を促進する上では、移動の支援や、障害のある人の意思を尊重した働き方への対応が必要となっています。また、就労や社会参加等への意欲を維持・向上のためには、障害福祉サービス等の充実のほか企業や地域において、障害の特性に応じた配慮や支援が必要となっています。

また、近年発生した自然災害等を背景に、緊急時に自ら避難行動をとることや情報を得ることが難しい人への支援体制の充実が課題となっています。



# 第4章

## 計画の推進を通して めざすもの

## 1 計画の基本理念

障害者基本法では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられています。

共生社会とは、障害を特別なものとして考えるのではなく、市民誰もが相手の視点に立って考え、相手を思いやる心が育まれる地域をつくることです。

第三期計画では第二期計画の理念を引き継ぎ、共生社会の実現をめざし、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念とします。

## 2 計画の目標

障害や障害のある人に対する正しい理解のもと人権が尊重され、多様な個性を強みとして認め合うとともに、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加することができる地域づくりをめざします。

## 3 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の基本的視点のもと施策を展開します。

### I 障害と障害のある人に対する理解の促進

共生社会の実現のためには、障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。あらゆる施策の展開や協働の取り組みを推進する上での基盤として正しい理解を促進します。

### II 日常生活における相談や支援の充実

生涯を通して自分らしい暮らしを送るため、障害の特性や多様化するニーズに対応した相談体制の確保や生活支援などを進めます。

### III 自立した地域生活への支援の充実

障害のある人が安全・安心に暮らすことができるよう、生活環境の整備促進や、個人の適性や能力に応じて活躍することのできる体制づくりを進めます。

#### 4 施策の体系

| 計画の基本的視点             | 施策の展開方向   |
|----------------------|---|
| I 障害と障害のある人に対する理解の促進 | 1 理解と交流の促進<br>2 偏見や差別を生まないまちづくりの推進                      |
| II 日常生活における相談や支援の充実  | 3 相談支援と情報提供の充実<br>4 生活支援の充実<br>5 療育・教育の充実               |
| III 自立した地域生活への支援の充実  | 6 安全・安心な生活環境の整備促進<br>7 社会参加と地域生活支援の充実<br>8 就労支援と日中活動の充実 |



## 第5章

# 施策の展開

## 1 理解と交流の促進

### 現状と課題

障害や障害のある人への理解については、障害のある人にかかわる各制度の充実や各種事業などを通して啓発のための取り組みを進めてきています。

一方で、アンケート調査等によると、啓発事業等について、障害のない人の認知度が低い状況にあります。

### 推進の方向

障害や障害のある人について、それぞれの個性や強みをさらに発揮することができる機会を創出していくため、交流を促進するとともに、障害や障害のある人についての正しい理解の普及を促進します。

## 主な施策

### 1. 啓発・広報活動などの充実 <重点的な推進項目<sup>※2</sup>>

- ・ 障害者週間記念事業などの啓発活動の実施などを通して、障害や障害のある人の特性、配慮の事例等を市民に向けて広く発信することで、正しい理解の普及を促進します。
- ・ 教育分野などにおける出前講座の実施など、正しい理解の普及促進に向けた働きかけを進めます。
- ・ ノーマライゼーションの理念を具現化するため、ノーマライゼーション推進地区の活動を促進します。
- ・ 障害のある人の作品の展示や製品の販売を通じて、障害のある人の活動や取り組みについての理解を促進します。
- ・ 幼少期から障害や障害のある人への理解を深めるため、各関係機関や団体等と連携し、地域住民や保護者等への啓発を進めます。

### 2. 交流の場の充実

- ・ 保育所や学校、町内会活動などを通した積極的な交流を促進します。
- ・ 市民活動プラザ六中における地域住民どうしの交流や、支え合い体制を促進するとともに、活動状況を共有します。
- ・ 交流を促進するため、障害のある人の団体やグループ活動の支援や活動の周知を行います。

※2 本計画の理念を実現するため、現状や課題を踏まえ、主な施策のうち横断的かつ重点的に取り組む項目を「重点的な推進項目」としています。

## 2 偏見や差別を生まないまちづくりの推進

### 現状と課題

第二期計画において、障害のある人の権利擁護、虐待防止、差別解消のための各種の取り組みを進めてきました。

一方で、アンケート調査において、障害のある人に対する差別や偏見を感じるという意識が高いことや、障害や障害のある人への対応や理解が不足しているという意見が見られます。

今後とも「人にやさしいまち、人がやさしいまち」をめざすために、困っている人への配慮の心が育まれるための取り組みの展開が必要です。

### 推進の方向

障害のある人の権利が擁護され、いかなる差別や虐待も受けることのないよう、合理的配慮などに関する市民の意識の向上などを促進します。

## 主な施策

### (1) 差別の解消と権利擁護の推進

- ・ ヘルプマークをはじめとするさまざまなシンボルマークや表示の正しい理解を促進し、誰もが必要な手助けや行動をとることができる環境づくりを進めます。
- ・ 差別解消部会において、差別的な取扱い及び合理的配慮の事例を共有するとともに、差別解消に向けた情報を発信することで理解の促進に取り組みます。
- ・ 障害のある人の人権や権利擁護について、帯広市社会福祉協議会や帯広市成年後見支援センターみまもーるなどの各関係機関と連携を図りながら取り組みを進めます。

### (2) 虐待防止の推進

- ・ 帯広市虐待防止センターを中心に、各関係機関と連携して、地域全体で虐待の防止、虐待の早期発見に対応することができる体制づくりに取り組みます。
- ・ 虐待防止ネットワーク会議や研修会などを通して、情報の共有や各関係機関の専門性の向上、虐待を受けた人の保護、支援に加え、養護者への支援のため相談体制などの充実を図ります。

### (3) 障害のある人の意見の反映

- ・ 障害のある人やその家族、関係者などの意見を施策に反映させるため、帯広市地域自立支援協議会等の実施など、定期的に協議する場を確保するとともに、各種の附属機関の委員に障害のある人の参画を進めます。
- ・ 障害のある人や家族で構成する団体などとの懇談会や交流の機会を通じて、障害のある人のニーズを把握します。

### (4) ボランティア活動の推進

- ・ 市民のボランティア活動に対する意識を啓発するとともに、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 障害のある人の団体などの活動や行事を支援するボランティア団体を育成します。
- ・ ボランティアセンターの機能やボランティア養成の研修を充実し、指導者の養成・確保を進めます。

### 3 相談支援と情報提供の充実

#### 現状と課題

障害のある人が自らの意思決定に基づき、自立した生活を送るためには、相談支援体制の充実と正しい情報が重要であり、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備のほか、地域自立支援協議会など協議の場の設置や、手話言語条例の施行など意思疎通支援の取り組みを進めてきています。また、広報やインターネット等を活用した情報発信なども進めてきています。

一方で、アンケート調査等によると、福祉に関する情報について、障害の特性に応じた利用のしやすさや、意思疎通及び意思決定にかかる支援の充実が必要となっています。

#### 推進の方向

相談支援の充実を図るとともに、必要な時に情報を入手し、活用することができる体制づくりを進めます。

また、それぞれの障害の特性を踏まえた意思疎通支援及び意思決定支援について、各関係機関と協力しながら対応を進めています。

## 主な施策

### (1) 相談支援の充実 <重点的な推進項目>

- ・ 障害のある人や家族のライフステージに応じて、切れ目のない相談支援が提供されるよう、地域ケア会議の開催など各関係機関の連携体制の強化を図ります。
- ・ 障害のある人や家族が必要とする障害福祉サービスや医療、療育などに適切につながるよう、相談支援専門員等の相談支援従事者への研修の実施など、スキルアップを図ります。
- ・ 障害のある人や家族の悩みや相談に対し、効果的な相談やアドバイスが提供されるようピアソポーターやペアレンタメントの活用を進めます。

### (2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティの向上

- ・ 地域自立支援協議会等、各関係機関との協議や情報交換の場において、障害のある人への支援など必要な情報が共有される体制を継続していきます。
- ・ 障害のある人や家族などが、必要とする情報を入手するため、帯広市障害福祉地域ガイド「ささえーる」の活用など、情報ツールの充実を図ります。
- ・ 障害の特性に応じた情報を効果的に活用できる方法を検討します。

### (3) 意思疎通の支援

- ・ 聴覚に障害のある人の意思疎通支援を円滑にするため、手話や要約筆記などの人材の育成や派遣を行います。
- ・ 筆談や言葉の読み替え、読み仮名をつけるなど、専門的な知識がなくても障害の特性への対応が可能な事例を普及し、活用の拡大を図ります。

### (4) 意思決定の支援

- ・ 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等の支援担当者への研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。
- ・ 成年後見支援センターみまもーる等を活用し、意思決定が難しい人に対する支援を行います。

## 4 生活支援の充実

### 現状と課題

障害福祉サービス等の提供体制は、制度改正などにより整ってきている状況にあります。帯広市においても、障害福祉計画の推進において障害福祉サービス等の提供体制を確保してきたほか、地域自立支援協議会等にて支援のあり方等の検討を行うなど、生活支援の充実に向けた取り組みを進めてきました。

一方で、障害のある人の高齢化やその介護者である親が亡くなった後など地域で安心して生活していくことに対する不安の声があるなど、個々のニーズの変化に応じた対応が求められているほか、多種多様なサービスの安定的な確保と、その質的向上に努め、生活支援の充実に向けてより一層取り組みを推進していく必要があります。

また、近年においては、疾患が原因の内部障害者の増加がみられ、障害の原因となる疾病についての知識の普及や疾病の発症および悪化予防のための取り組みの重要性が高まっているほか、障害のある人が地域で生活を続けるために重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人を支える体制整備についても必要性が高まっています。

### 推進の方向

障害のある人が、自分の希望する生活ができるよう、また、生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じたニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等の充実及び質の向上を図るほか、医療的ケアの必要な人への支援体制を検討するなど、必要な支援が受けられるよう、生活支援体制の整備を推進します。

さらに、地域で健康に生活を続けていくため、各種健診と保健指導を行うとともに、障害のある人が、地域社会の一員として生き生きと安心して生活を送ることができるよう生活支援の充実を図ります。

## 主な施策

### (1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- ・ 障害のある人の個々の状態や生活状況、ニーズなどに応じて適切なサービスが提供されるよう、総合的・専門的な相談支援を実施することにより、体制の充実を図ります。また、障害福祉サービス等の従事者への研修の実施等により支援の質の向上を図ります。
- ・ 障害福祉サービス等を公平かつ公正に提供することができるよう、ガイドラインやマニュアルにより、各関係事業者への指導及び情報提供を進めます。

### (2) 生活支援・在宅支援の充実

- ・ 在宅生活を支援する家族などが入院するなど、緊急に一時的な生活支援が必要となる場面に対応するため、各関係機関が居住支援などの機能を分担して面的に対応ができる体制を整備し、地域において安全で安心な暮らしを確保します。
- ・ 身体障害のある人の身体機能の補完や、日常生活の便宜を図るために必要な福祉用具の給付制度についての情報などを適切に提供します。
- ・ 医療的ケアの必要な人を支援していくための体制づくりについて検討を進めます。

### (3) 保健・医療の充実

- ・ 健康相談・健康教育などの機会を通じて、障害の原因となる疾病などの予防に関する知識の普及・啓発を図ります。
- ・ 障害の原因となり得る生活習慣病などの予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率の向上を図ります。
- ・ 市民一人ひとりが自殺予防に対する認識を持って行動することができるよう、自殺予防の普及・啓発に取り組みます。
- ・ 地域で安心して暮らすことができるよう、救急医療の体制充実に努めます。

## 5 療育・教育の充実

### 現状と課題

発達の心配や障害を早期に発見し、適切な療育へつなげるための支援や、「こども発達相談室」の設置などにより、一人ひとりの発達や障害に応じた支援体制の整備のほか、幼児期からの成長過程における生活状況や通院・通所等の情報を各関係機関で共有する仕組みをつくってきました。

また、小中学校においては、特別支援学級のうち情緒・自閉症学級と知的学級を全小中学校で開設したほか、特別支援教育補助員や生活介助員の配置など、児童生徒の障害や発達、特性などに対応した教育環境の整備に取り組んできました。

さらなる支援の充実のため、児童生徒の支援にかかる人材の育成に向けた取り組みや、保護者が子どもの発達や障害について学ぶ機会の充実、各関係機関の連携の強化が必要となっています。

### 推進の方向

関係機関が連携を強化し適切な支援を行える体制づくりを進めるほか、児童の支援にかかる人材育成を行います。また、保護者が自らの子どもの発達や障害の特性について学ぶ機会の確保を進めていきます。

教育においては、国のインクルーシブ教育の推進の方向性を踏まえた教育環境の整備を進めています。

## 主な施策

### (1) 相談・指導体制の整備

- ・ 早期発見、早期療育の視点に立ち、乳幼児期からの相談支援体制の充実を図り、一人ひとりの発達に応じた支援と療育を進めます。
- ・ 各関係機関が、適切な役割分担と連携のもと、障害のあるこどもや保護者に対し、成長に応じて切れ目のない一貫した相談支援体制を検討します。
- ・ 巡回相談の実施により、施設における特別な支援を必要とするこどもへの対応の質の向上を図ります。
- ・ 障害のあるこどもや、個別に相談の必要なこどもの実態に即した就学を進めるため、教育相談を通じ、本人、保護者の意向を尊重しながら適切かつ効果的な助言を行います。

### (2) 療育施策の充実

- ・ 障害や発達に心配のあるこどもたち一人ひとりに応じた支援を受けられるよう、各関係機関との連携を深め、支援体制を充実します。
- ・ 障害や発達に心配のあるこどもが、幼児期から一貫した支援を受け、安心して成長していくことができるよう、生活支援ファイル「つなぐっと」の普及、活用を促進します。
- ・ 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とするこどもを受け入れ、集団生活の中でともに成長することができるよう、こどもの状況に応じた保育や教育を実施します。
- ・ 特別な支援を必要とするこどもの休日保育や、一時保育の受け入れを行います。
- ・ 児童発達支援、放課後等ディサービス等の通所支援事業所における支援の質の向上を図るほか、こどもたちに効果的な支援を提供するため、こども地域生活支援会議等を通じた事業所間交流の促進や情報交換、研修等によるサービスの提供にかかる人材の育成を図ります。
- ・ 重症心身障害の児童（医療的ケア児を含む。）と家族が孤立せず、切れ目なく支援を受けられるよう、各関係機関との連携を進めます。

### (3) 教育施策の充実

- ・ 障害や発達、特性や困り感などに応じ、適切な環境で教育を受けられるよう教育環境の整備を進めるほか、特別支援教育補助員等を配置します。
- ・ 障害の理解や配慮を深めるため、教職員や特別支援教育補助員等を対象とした啓発、研修活動を実施し、正しい理解の促進と指導力の向上を図ります。

## 6 安全・安心な生活環境の整備促進

### 現状と課題

これまで公営住宅や公共施設等のバリアフリーや、多目的トイレの設置など、環境の整備を進めてきています。また、近年の自然災害を踏まえた災害時への対策についても取り組みを進めてきています。

一方で、障害のある人が、安全に安心して生活するには、依然として歩道の段差など生活に不便を感じるなどの意見がある状況です。また、災害対策として、地域の住民や各関係機関が日頃から障害や障害のある人に対する理解を十分にもった上で、障害の特性に応じて安否確認、避難誘導、避難後の生活において適切な支援を行っていく必要があります。

防犯対策については、研修会等により注意喚起や啓発活動の取り組みを継続しつつ、相談時の適切な対応によって未然の防止及び解決支援体制を整備することが必要です。

### 推進の方向

障害のある人が、安全に安心して暮らすことができるよう、障害の特性に応じ、生活のしやすい環境の整備を促進していきます。

災害時にも障害のある人が、安全に避難し、安心した生活を送ることができるよう、障害のある人の目線で、訓練の実施や意見の聴取、避難時等の情報伝達体制の確保、避難所や福祉避難所の受入れ態勢の充実に取り組みます。

また、障害のある人が、消費者被害などにあうことのないよう、防犯に関する啓発と各関係機関の連携による支援体制を強化し、防災や防犯に関する安全・安心の確保に向けた取り組みを推進します。

## 主な施策

### (1) 暮らしやすい環境への支援

- ・ バリアフリーに対応した市営住宅の整備や、住宅の改修などにより、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障害のある人が、地域で生活することができるよう、必要なサービスを備えたグループホームなどの居住の場が設置されるよう、環境整備を進めます。
- ・ 障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化などに備え、障害のある人が地域で安心して暮らしていくことができるための体制づくりを進めます。
- ・ 障害のある人の生活に必要な視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具などへの理解を促進するとともに、円滑な利用のために必要な配慮について周知を図ります。

### (2) 防災・防犯体制の整備 <重点的な推進項目>

- ・ 災害時に支援が必要な方について、町内会や関係団体等と協力して、地域で支えていくための体制の構築を進めます。
- ・ 自力での行動が特に困難な重度の障害のある人などに対し、速やかな安否確認に向け、地域の自主防災組織や相談支援専門員等の支援者との連携を図るなど、緊急連絡体制の構築を進めます。
- ・ 避難所等での障害の特性に応じた配慮を行うために、必要な知識の普及及び啓発を図ります。また、福祉避難所の受入れ態勢の充実を図ります。
- ・ 事業者や各関係機関との連携を図りながら、災害時において必要となる福祉用具などの供給体制について検討します。
- ・ 障害のある人を狙った詐欺や消費トラブルを防ぐための啓発や、相談先としての消費生活アドバイスセンターなどの機関の活用について、周知を図ります。

## 7 社会参加と地域生活支援の充実

### 現状と課題

これまで文化芸術・スポーツ活動などを通して社会参加の促進や、地域生活の充実に向けて支援を継続してきました。

一方で、アンケート調査では、障害のない人においては各種の事業についての認知度が低いことや、障害のある人においては文化芸術・スポーツ活動を行っていない人が一定数見られました。また、社会参加をしていく上で、外出や移動にかかる支援が必要となっています。

### 推進の方向

障害のある人が、文化芸術・スポーツ活動に対し積極的に参加する意欲を高めるための施策を展開するとともに、さまざまな活動を通して個性や能力を発揮することで、充実した生活を送ることができるよう、活動に親しむことのできる機会や環境づくりを進め、地域生活の充実を図ります。

## 主な施策

### (1) 社会参加の促進

- ・ 障害のある人や団体などが、主体的にさまざまな活動をするための支援や、地域のイベント等に関する情報を幅広く提供することにより、活動意欲の向上を図ります。
- ・ コミュニケーションの支援を必要とする人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者等の養成や、専門的な知識がなくても誰でも対応が可能な合理的配慮の事例などの情報提供を進めます。

### (2) 文化芸術・スポーツ活動などの振興

- ・ 文化芸術・スポーツ活動の促進のために、障害のある人が、制作した文化芸術作品や、スポーツ活動の実施などについて、幅広く情報発信することにより、市民理解を得ながら基盤の強化につなげます。
- ・ 障害のあるなしにかかわらず誰でも参加することのできるスポーツなどの普及を促進するとともに、活動を通して体力の向上を図ります。
- ・ 障害者乗馬などの動物とのふれあいを通して余暇活動の充実を図ります。
- ・ 文化芸術活動を通じた市民の交流を促進するため、活動を行う取り組みへの支援を行います。

### (3) 地域生活支援の充実

- ・ 外出の移動が困難な人について、移動への支援などにより、行動範囲を広げることで、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。
- ・ 長期入院や入所から地域での生活に移行するため、相談支援体制の充実や、生活に必要な技能、資格の取得のための支援を行います。

## 8 就労支援と日中活動の充実

### 現状と課題

就労・社会活動部会の実施や、障害者雇用促進法の改正による法定雇用率の引き上げなどにより一般就労する人は増加しています。また、就労支援を行う事業所の増加など一般就労が難しい人についても、日中活動の場が整備されてきています。

障害のある人が、地域で自立した生活を続けていくため、一般就労した後の職場において障害の特性に応じた配慮や、職場への定着に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、福祉的就労をしている人についても、工賃の向上や製品の販売機会の確保、日中活動の充実などを図っていく必要があります。

### 推進の方向

障害のある人の一般就労への支援や、一般就労後の職場への定着支援を促進するとともに、経済的な視点だけではなく、働きがいや活動におけるやりがいを感じられるよう福祉的就労や日中活動の向上を図っていきます。

## 主な施策

- (1) 雇用・就労支援の促進 <重点的な推進項目>
- ・ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
  - ・ 多様な働きの場を確保するため、各関係機関と連携し、就労に向けた環境づくりを進めます。
  - ・ 障害のある人が、企業等に就職後、差別的な取扱いを受けることがないよう、また、職場に適応し定着することができるよう、企業等に対する正しい理解の普及を促進します。
  - ・ 就労支援事業所や障害のある人の雇用を希望する企業に対し、研修会等の実施により、雇用を取り巻く施策への知識の向上や、支援のスキルアップを図ります。
  - ・ 就労支援事業所における取り組みや支援の質などを評価する手法について検討し、全体的な質の向上を図ります。
- (2) 福祉的就労支援の充実 <重点的な推進項目>
- ・ 障害のある人の福祉的就労について、各事業所における工賃の向上、支援の質の向上に努め、全体的な底上げを図ります。
  - ・ 障害者優先調達推進法に基づき、就労施設等からの物品等の調達を推進するとともに、市民や企業等に向け、就労施設等からの物品等の調達を促進します。
  - ・ 福祉のひろばなどを活用し、障害のある人の製品を展示・販売を展開し、製品や事業所等の認知度の向上、理解の促進、製品の展示・販売場所の拡大を図ります。
- (3) 日中活動の充実
- ・ 障害のある人の特性に応じた活動が提供できるよう、地域活動支援センターの機能の充実や日中活動の場を確保します。
  - ・ 障害のある人の日中活動の充実に向け、地域活動支援センターの広域利用にかかる情報提供などを進めます。
  - ・ 子育て、高齢者支援サークルやボランティア団体などとの交流を図り、障害のある人の活動の場や活動の機会の拡充を図ります。



## 第6章

# 計画の推進のために

## 1 計画の推進体制について

サービス事業者等の各関係機関、各関係部署、障害のある人や家族を含めた各関係団体等との連携のもと、計画を具体的に推進していくための協議を行うなど、協働して推進していきます。

## 2 計画の進捗管理について

基本理念の実現に向けてめざす指標を設定し、計画の進捗状況を1年に1回定期的に分析・評価を行い、その進捗状況を帯広市健康生活支援審議会、帯広市地域自立支援協議会に報告します。

また、障害のある人のニーズや社会・経済の情勢、制度の改正などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 3 指標の設定

本計画の基本的視点に基づき、計画の取り組みの効果と進捗状況等を図るために指標を設定し、PDCAサイクルにより、効果的に施策を進めていきます。

| 指標名             | 基準値                                       | 目標値          |
|-----------------|---|--------------|
| I ふれあい市政講座の参加者数 | 575人<br>(H30)                             | 675人<br>(R5) |
| 指標の考え方          | 講座の積極的な実施をとおして、障害や障害のある人への正しい理解を促進していきます。 |              |

| 指標名                      | 基準値   | 目標値         |
|--------------------------|---|-------------|
| II 障害のある人の個別課題の検討会議の開催回数 | 28回<br>(H30)  | 34回<br>(R5) |
| 指標の考え方                   | 既存の個別支援会議等に加え、多職種が協働する「地域ケア会議」を実施し、障害のある人の個別課題の解決を進めます。 |             |

| 指標名                  | 基準値  | 目標値           |
|----------------------|--|---------------|
| III 障害者雇用率を達成した企業の割合 | 46.8%<br>(H30)   | 60.0%<br>(R5) |
| 指標の考え方               | 民間企業等による障害のある人が能力を発揮しやすい雇用・職場環境づくりなどの取り組みや、就労支援などにより、上昇をめざします。 |               |